

3-3 普及啓発のポイント

普及啓発の種類をまとめると以下のような例を挙げることができる。また、環境庁地域照明環境モデル事業において福岡県筑紫野市が作成したパンフレットを参考として示す。

(1) 啓発対象

- ・一般住民
- ・事業者
- ・学生、児童
- ・他自治体へのアピール

(2) 啓発内容

- ・光害に対する知識の普及（光害の種類など）
- ・光害のチェックシート（屋外照明のチェックシート）
 - 周辺環境へのチェックシートを本書II編第4章 4-3に示す。これにより周辺環境への影響が考えられる場合は、本書 編第3章に示すような、それぞれの対象に合わせた対策を実施する必要がある。
- ・光害への技術的対応ノウハウ
- ・適正な屋外照明の設置の呼びかけ
- ・適正な照明の選択方法
- ・自治体の取組について

(3) 啓発手法

- ・ポスター
- ・パンフレット
- ・インターネットの利用
- ・学校教育の中で取り上げていく。
（学校教育用冊子の作成、キャッチフレーズ募集、絵画コンクールなど）

(4) 普及啓発する上でのポイント

（全般・一般市民）

- ・「光害防止」＝「照明を全て消す」という誤解への対応
「適切な照明」を実現していくことが光害対策である
- ・「適切な照明」の理解の増進
「まぶしさ」が障害になる場合が多い。
- ・普段気にしていない屋外照明を、注意して見てみる。
- ・夜間の照明が作る景色にもっと関心を持ち、より良いものを目指していく意識を向上させる。

（事業者）

- ・「光害」に関する基礎知識を知ってもらうことが重要。
- ・光害対策ガイドラインの照明器具の基準を知ってもらう。

- ・照明器具選定時に配慮してもらうための情報提供が必要。
(基準に適合した照明器具を推奨するなど)
- ・具体的な事例を多く紹介することが必要。
- ・効率的な照明の使用によりCO₂排出削減等環境に配慮した事業運営を行っていることをアピールすることができることを知ってもらう。

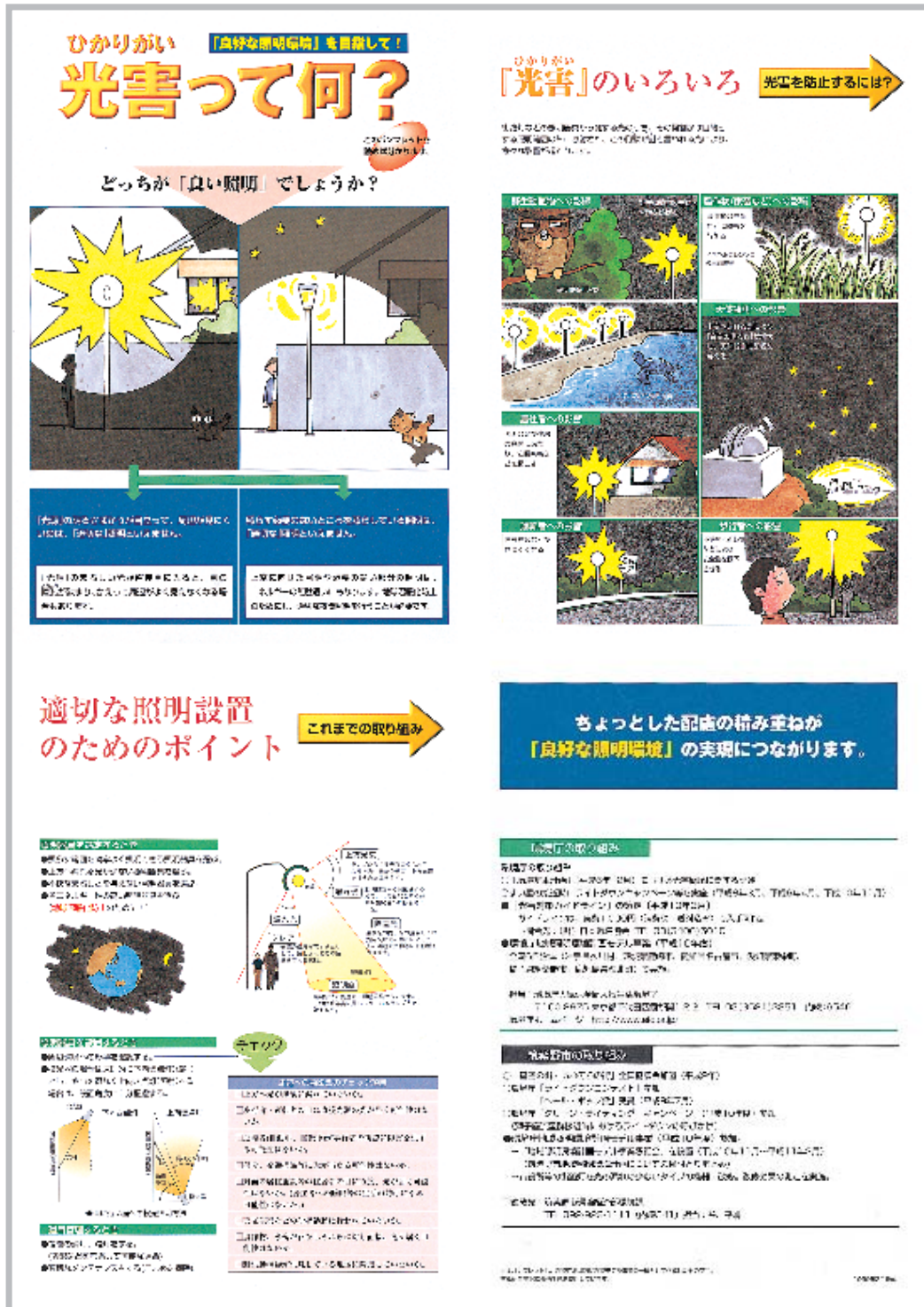


図 - 3 - 2 普及啓発用パンフレットの事例 (福岡県筑紫野市)